

令和7年度第2回下松警察署協議会会議録

開催日時		令和7年11月21日（金） 午後3時30分から午後5時までの間
開催場所		下松警察署3階 講堂
出席者	委員	内富委員、笠谷委員、片山委員、武居委員、爲國委員、 山根委員 計6人
	警察署	署長、次長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長 計9人
議題		1 業務説明 2 協議 情勢に応じた合理的な交通規制の実施及び良好な自転車交通秩序実現のための取組
1 会長挨拶 7月22日に第1回目を開催し、本日が第2回目の協議会ということで、新たな協議項目があるので、各位積極的な協議をお願いしたい。 先般11月12日、山口県警察本部で県内の協議会の会長会議が行われたので、その内容について若干報告をしておきたい。 会議は午前10時から行われ、本部長の挨拶等の後に光署、防府署、山口南署の協議会の会長が事例発表をされた。 光署の協議会は、委員が7名で、男性4名、女性3名。 内容は、地域住民の安心に向けた提言、安心安全なまちづくり、広報活動の活性化について発表をされた。 防府署の協議会は、委員が10名で、男性6名、女性4名。 防府では、協議会活動の活性化、交番・駐在所広報誌の選考、若手警察官との座談会、警察業務の視察を行っているとのことであった。 山口南署の協議会は、委員が8名で、男性5名、女性3名。 警察署への提言として、（イベントの開催で道路が混雑する地区の）信号機の運用を改善してほしいという要望が出されたとのこと。 協議会の活動としては、警察業務の視察として、YPセミナーin山口南、沿岸合同パトロール、戸別訪問、県交通安全フェスタへの参加などについて発表があった。		

その後、熊坂本部長からコメントがあり、協議会テーマは意見の出しやすいものとし、ポイントを絞って、協議をしていただきたいとの話があった。

その後今村前公安委員長から、広報活動の充実、萩市は大学生が委員として協議会に参加しているので、若い人材を委員として加えることや、外国人の委員の加入を検討してみてはどうかなどの意見を出されていたので、今後下松でも検討していきたいと思う。

野村公安委員長から、協議会の活性化と若手警察官との座談会をやってほしいとの意見も出された。

最後に、今後のまとめとして、協議会の構成をどうするかということと、各協議会で委員から出された意見等に対する回答（打ち返し）を必ずやってほしいということで全体の協議会は終了した。

この会長会議の報告を持って、挨拶に代えさせていただく。

2 署長挨拶

※省略

3 業務説明

業務説明資料を示して内容を説明した。

- (1) 刑法犯認知状況
- (2) 特殊詐欺等認知状況
- (3) ストーカー・DV事案認知状況
- (4) 児童虐待事案認知状況
- (5) 非行少年検挙・補導状況
- (6) 110番と警察署通報の受理状況
- (7) 交通事故発生状況
- (8) 交通事故抑止対策の推進
- (9) 警察安全相談受理状況
- (10) 前回協議会以降に発生した主な事案

4 前回協議会における諮問内容等に関する回答 (生活安全課長)

前回の協議会で委員から意見があった3点について回答させていただく。

1点目、山口県警が配信しているyoutube動画について、特殊詐欺や交通に関する動画の長さが8分だったため（長く感じられたことから）、短い動画であれば飽きずに見られるのではないかとというご意見があった。

私も確認をしたが、県警が配信している動画は、200本以上あった。

その中には8分の長さのものもあれば、闇バイトに関する動画、SNS型投資・ロマンス詐欺に関する動画では15秒程度でまとめられている動画もあった。

短時間で情報を得たいという方もいれば、時間にゆとりがあって詳しく見たいという方もいらっしゃると思うので、見られる方がそれぞれ検索して（自分の要請に応じたものを）見ていただければと思う。

2点目、高齢の方は、なかなかyoutubeを見る機会がないため、手元に特殊詐欺に関するチラシがあればいいのではというご意見について。

下松署では、年金支給日に当たる毎月15日、サンリブやゆめタウンなどの大型商業施設のATM設置箇所等特殊詐欺、うそ電話詐欺に関するチラシを配布している。多い時には、250枚～300枚程度配布している。

その他にも、高齢者が集まる講演会などに出席させていただき、うそ電話詐欺に関する講習も行っている。

その際、参加人数にもよるが50枚～100枚程度配布することもある。

今後もそのような機会を通じて、チラシの配布を継続していく予定である。

3点目、どのような人がうそ電話詐欺の被害に遭いやすいかチェックリストを作成し、それを注意喚起に活用してはどうかという意見について。

現在のところ、そのような取り組みは行っておらず、当署から警察本部担当課に対して意見具申させていただいた。

一方で、県警では、特殊詐欺の被害に遭った方から、なぜ騙されてしまったのか、詐欺の手口を知っているのかなどのアンケートをとっている。

そのアンケートの結果を基にして、今後の講演会活動や詐欺被害防止活動に役立てる活動をしている。

今後も特殊詐欺の被害防止活動を継続していく。

(地域課長)

前回、委員から私の家には戸別訪問に来ないのかという意見がなされたが、その後、(委員宅への)戸別訪問はあったか。

(委員)

すぐに訪問があった。

(地域課長)

委員宅の居住地域の担当は、下松駅前交番所長であり受持区の旗岡の担当としては1人だが、巡回連絡は計画を立てながら行っており、実施時には警察官2人で回るようにしている。

受持区の中でも優先的に回っているのが、アパートや県営・市営住宅等の集合住宅、高齢者が1人で住んでいるご家庭などで、これらを中心に計画を立てて回っている。

担当者も勤務中に事件事故があればパトカーでそちらに向かうことから、なかなか計画通りに業務が進まないこともあるため、この点についてはご承知いただきたい。

5 諮問事項

- (1) 情勢に応じた合理的な交通規制の実施
 - (2) 良好な自転車交通秩序実現のための取組
- について、交通課長が資料を基に説明した。

6 協議

- (1) 情勢に応じた合理的な交通規制の実施

(委員)

赤信号でも交差点に進入する車が多く、昼間はそうでもないが、特に朝の通勤時間帯にそのような車を多く見かける。

御屋敷山から日立方面に進んでいる車が、赤信号でも進入するため、葉山方面から曲がろうとする車が1台曲がれたらいいかなという時があり、同様に葉山方面から曲がる車も無理な運転をするために、赤信号でも5、6台の車が行くことがあるため、規制方法が何かあればいいと思う。

(交通課長)

信号機のある交差点であれば、交通量等の調査をし、時間帯によっては例えば朝の時間帯であれば、矢印信号のある交差点では矢印を長めにしたり、表示時間を変更することができるため、交通量等の実態を見ながら対処させていただく。

(委員)

バイパスに上がる所も旗岡に上がる矢印が2回あるが、そこは1回でいいのではないかと思う。

(交通課長)

検討する。

(委員)

交通規制に関する広報の関係であるが、自治会で説明されたり、市の広報誌に載せ、色々な方に知っていただくのが重要だと思う。

私の実体験で、徳山の方に向かって通勤しているが、ある日黄色と赤の点滅信号機が撤去されていて、どちらが優先なのかかわからないことがあった。

ドライバーがそれぞれ気を付けながら運転しているため、事故にはなっていないが、ある日突然なくなってびっくりしたことがあるので、こういう場合の説明をどうするのかなど、広報のありかたについて考えていくことがすごく大切だと思う。

方法として、現地指導をしていただけたらと思う。

信号機がなくなった所に暫く立ってご指導いただき、定着してきたら定期的にまたそこに行き、安全に走行できているかなど見ていただきたい。

先程、赤信号で交差点に入る車が多いという話もあったが、本当に最近交通マナーが悪いと感じる。

交差点に進入して赤信号になる前に行けるのが自分で最後かなと思っていても後ろから数台の車がついてくることがある。

また、広報の話とは離れるが、下を見ながら運転している方もいるので、取締りを強化していただけたらと思う。

(委員)

右折(矢印)信号が青でも、(対向車が)赤で交差点に進入してくるので右折車が曲がれないということが結構あるため、取締りを強化するなど検討していただきたい。

(交通課長)

1つの交差点で見れば改良する余地があるのかもしれないが、信号は前後の交差点や更に先の交差点を意識して渋滞が生じないように見ていく必要がある

ため、パトロール等によって取締りを行っていくのが一番現実的かと思う。

委員の意見を取り入れながらパトロールの強化に努めていきたい。

(会長)

具体的にはどこの交差点か。

(委員)

自分がよく見るのはサンリブの交差点であるが、交通量が多い交差点でそのような状況が多く見られる。

サンリブから国道に繋がる所の交差点は、(対向車が) 赤でも進入して来るため、(右折待ちの車が) どうしても赤になってから曲がることが多くなり、事故が発生する可能性が高いと思う。

(委員)

地域住民への広報の関係であるが、先程、新しい信号機を取り付けるのに3年もかかると説明されていたが、こんなにもご尽力いただいております。

地域住民への説明というのは、直接足を運ばれてお話しされるというのが一番理解が深まりやすいと思う。

ではどこへ、という話になるが、旗岡であれば協議会があるが、他の地域でもそのような会議の時に行くことができるかが問題だと思う。

米川であれば、会長が出られるような会議、たくさんの方が出られる会議を教えてください、そこで説明するのが一番理解が深まると思う。

(委員)

花岡は、先程例に挙げりました交差点が安全に通行できるようになったため、とても感謝している。

(委員)

花岡の押しボタン式信号機だが、すぐに赤になる。

(交通課長)

押しボタン式信号機も、通常の信号機と同様に何秒で赤になるというサイクルが設定されている。

(委員)

桜町のアルクの所で体育館に行く信号とその手前の信号の2か所が(近距離に) 設置されている必要があるのか。

安くあがる信号であれば、夜8時を過ぎたら点滅にするなどがあると思う。

旗岡地区の所(国道188号)で光市の方面から間違えて右に曲がってくる車がよくいるため、右折禁止の道路表示をするのはどうか。

(交通課長)

場所は、先日交通死亡事故が発生した場所か。

(委員長)

そのとおり。

右に曲がってはいけませんが、曲がる車が多い。

時々パトカーも警戒しているが、何か右折禁止の標識があればと思う。

(委員)

徳山方面から旗岡のバイパスを下りる所があり、一時停止しなければならないが、そこを無視する人が多いため、その標識をもう少し目立つように大きくしてもいいのではないかと思います。

(委員)

バイパス下三差路だが、そこを下松公園の方に進んでそれから左に曲がる方がいる。

あの三差路を途中で曲がって下りるようになっており、皆さんわかりにくいと思われるため、その標識も改善していただきたい。

(交通課長)

標識設置の見直しができるかも含めて検討させていただく。

(2) 良好な自転車交通秩序実現のための取組

(委員)

以前、高齢女性が、
「私らも自転車に乗るときはヘルメット被らないといけないのか」と言っていた。

やはり、高齢の方であっても罰金は取られるのか。

(交通課長)

来年の4月1日からは、反則金の対象になる違反があれば、反則金はとられることになるが、ヘルメットの着用は「努力義務」であり、反則金の対象となる違反ではない。

(委員)

シニアクラブが各地区にあるため、会合の際に交通係長等が行かれて説明をしたりチラシを配っておかないと、周りの者は「知らなかった」と言い兼ねないため、それが心配である。

また、高校生が横断歩道を渡る際、信号が変わるからと自転車を降りることなく飛ばして行くので、警察の方で注意はしていただけないだろうか。

そもそも、横断歩道は自転車を降りて渡らなければならないのではないのか。

(交通課長)

自転車横断帯がある横断歩道であれば自転車に乗車したまま横断可能であるが、大手町の交差点は、今は自転車横断帯が撤去されているため、押して渡ってもらうのが基本となっている。

(委員)

自転車が通れる歩道はどこなのか、皆さんわかっていらっしゃると思うので、自転車が通れるマークを表示で付けるなどしていかなければならないと思う。

(交通課長)

自転車の歩道通行が可能な場所に標識は設置されているが、その標識がどこにあるのかわからないと言った意見が警察にも寄せられているため、その対策も考えているところである。

(委員)

歩道は、高校生も自転車で走っているが、自転車で並走したら違反であるか。

(交通課長)

歩道は、並走が規定されていないため違反となる。

(委員)

自転車を利用する高校生は多く、年齢が16歳以上ならば切符も切られて反則金の徴収という形もあると思うため、その点に関しても高校で徹底して教えていく必要があると思う。

(委員)

高校も中学も先生は忙しいため、朝の立哨の意見は出たようだが、校長先生が朝の立哨はできませんと言われた。

(交通課長)

各学校には、生徒に対する周知も含め、自転車教室を実施する予定にしている。

改めて、4月1日から制度が変わることや違反についても周知していきたい。

(委員)

学校やシニアクラブを通じて交通ルールを教えていただくということもあるが、それに加えて、自転車販売店と連携して違反の種類や罰金がいくらになるのか等を載せたルールブックを作成し、販売店で配布していただく効果的な取り組みになるのではないかと思います。

先程、自転車は車道を走らないといけないと言っていたが、自転車はどこを走っていいのかよくわからないと思う。

車を運転する側から見ると、車道を走る自転車はすごく怖く、どうやって抜こうかと思うことがあった。

自転車は必ず車道を走らないといけないのか。

また、どうにか歩道を走ることはできないか。

(交通課長)

自転車は法律で、原則車道を走ると決まっている。

自転車は車両の仲間であるため、そういった趣旨から自転車は車道を走っていただく方が良い。

一方で、標識がある場所や、年齢が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体障害者等については標識がない場所でも歩道を走ることができる。

また、例外的には交通量が多い道路を自転車で走ることによって自転車が事故に巻き込まれるなど危険を感じる場面であれば、歩道を走行することができる。

ただし、あくまで例外的であるため、そういった場合は歩道を一時的に走っていただき、危険性が少ないと認められればまた車道に出ていただくというのが法律上のルールとなっている。

(委員)

今日のニュースで、バス停で90代の高齢者が待っていたら、自転車が坂道で止まれずに高齢者と衝突して高齢者が意識不明となった事故があったと聞いた。

(委員)

下松市にも交通ルールを載せた配付物があるが、誰も見ていない。

(委員)

先程おっしゃられていた、自転車購入時に自転車販売店がルールブックを配布するのはとても良い考えだと思う。

7 業務説明に関する意見

(委員)

笠戸島で泥棒が入ったというのがあったが、市内の防犯カメラは32か所あると聞いたが、笠戸島には1か所しか設置されていないため、どうにかならないかと思う。

また、元米川小学校の体育館の所に防犯カメラが設置されているが、そこに設置されていてもあまり意味がないと思い、他に移すのはどうかと米川駐在所の方と話したが、どうにかならないか。

(署長)

米川地区に泥棒が入ったなどの場合に、立ち寄りがあったり、カメラの前を通過するなどの場合も考えられるため、その地区に防犯カメラが無いというよりも1つでもあった方が良く考える。

もし、防犯カメラの設置位置が悪いということであれば、防犯カメラは警察独自で設置しているわけではないので、位置の調整等に関しては検討させていただこうと思う。

8 配布資料

令和7年度第2回下松警察署協議会資料